

### 3. 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

本事業の事業計画地は、第2章の図 2.4.1 に示したとおり大阪市住之江区南港東4丁目地先である。

地域の概況を把握する範囲は、図 3.1 に示すとおり行政区単位として大阪市住之江区、大正区を周辺地域とする。

周辺地域の概況は、「3.1 社会経済の概況」、「3.2 生活環境の概況」、「3.3 自然環境の概況」、「3.4 社会的文化的環境の概況」、「3.5 環境基準等」にそれぞれ示すとおりである。



図 3.1 事業計画地周辺地域

### 3.1 社会経済の概況

#### 3.1.1 人口

##### (1) 人口、人口密度及び世帯数

事業計画地周辺地域における人口、人口密度及び世帯数の推移は、表 3.1.1 に示すとおりである。

表 3.1.1 人口、人口密度及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年次	項目	住之江区	大正区	大阪市
令和2年	人口 (人)	120,072	62,083	2,752,412
令和3年		118,732	61,356	2,750,835
令和4年		117,595	60,345	2,756,807
令和5年		117,159	59,465	2,770,520
令和6年		116,699	59,603	2,791,907
令和2年	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	5,806	6,584	12,216
令和3年		5,741	6,506	12,208
令和4年		5,686	6,399	12,235
令和5年		5,665	6,306	12,295
令和6年		5,643	6,321	12,390
令和2年	世帯数 (世帯)	59,913	29,859	1,469,718
令和3年		59,903	29,904	1,483,413
令和4年		60,105	29,807	1,506,249
令和5年		60,687	29,687	1,530,572
令和6年		61,390	30,421	1,563,504

(注) 人口密度は面積から算出した。

出典：「令和6年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和7年3月公開)

##### (2) 昼夜間人口

事業計画地周辺地域における昼夜間人口は、表 3.1.2 に示すとおりである。

表 3.1.2 流動人口及び昼夜間人口

(令和2年10月1日現在)

市区名	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (夜間人口=100)
住之江区	120,072	59,513	35,052	144,533	120.4
大正区	62,083	21,937	18,733	65,287	105.2
大阪市	2,752,412	1,230,285	336,776	3,645,921	132.5

出典：「令和6年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和7年3月)

(3) 産業別就業人口

事業計画地周辺地域における産業別就業人口は、表 3.1.3 に示すとおりである。

表 3.1.3 産業（大分類）別就業者数

(令和2年10月1日現在)

市区名・項目		就業者数（人）		
		住之江区	大正区	大阪市
第1次産業	農業	36	17	1,022
	林業	2	2	67
	漁業	5	-	55
	小計	43	19	1,144
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	35
	建設業	3,084	2,039	64,663
	製造業	5,717	3,707	147,193
	小計	8,804	5,748	211,891
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	238	90	3,918
	情報通信業	1,288	480	49,924
	運輸業、郵便業	5,344	2,632	60,464
	卸売業、小売業	7,861	4,277	184,931
	金融業、保険業	853	341	25,980
	不動産業、物品賃貸業	1,216	599	36,084
	学術研究、専門・技術サービス業	1,416	574	48,193
	宿泊業、飲食サービス業	2,807	1,562	72,324
	生活関連サービス業、娯楽業	1,490	754	37,525
	教育、学習支援業	1,418	573	43,156
	医療、福祉	5,793	2,971	136,277
	複合サービス事業	170	81	3,779
	サービス業（他に分類されないもの）	4,095	2,169	85,354
	公務（他に分類されるものを除く）	728	299	20,562
小計	34,717	17,402	808,471	
分類不能の産業		2,294	1,399	50,959
総数		45,858	24,568	1,072,465

出典：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局統計調査部国勢統計課、令和4年5月27日）

### 3.1.2 産 業

事業計画地周辺地域における産業（大分類）別事業所数及び従業者数は、表 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.4 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

(令和3年6月1日現在)

市区名・項目 産業分類	住之江区		大正区		大阪市	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農業・林業	4	82	1	1	57	518
漁業	-	-	-	-	1	3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	4	66
建設業	329	2,961	294	2,607	9,619	125,021
製造業	403	9,300	429	6,468	14,860	191,643
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1,478	4	31	148	12,837
情報通信業	39	1,583	17	62	5,489	167,777
運輸業、郵便業	635	16,152	194	3,505	3,860	110,265
卸売業、小売業	1,181	12,942	704	5,890	44,879	527,474
金融業、保険業	40	569	16	247	3,001	82,455
不動産業、物品賃貸業	334	1,489	214	760	16,744	98,565
学術研究、 専門・技術サービス業	118	2,733	69	844	14,583	124,940
宿泊業、飲食サービス業	459	4,007	375	1,936	22,806	186,768
生活関連サービス業、娯楽業	295	3,435	181	573	10,410	73,610
教育、学習支援業	92	1,818	39	409	4,020	51,237
医療、福祉	516	8,227	257	4,581	14,577	238,411
複合サービス事業	16	345	11	189	440	7,334
サービス業 (他に分類されないもの)	335	4,875	186	1,492	11,686	309,657
総 数	4,804	71,996	2,991	29,595	177,184	2,308,581

出典：「令和6年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年3月）

## (1) 漁業

大阪市における漁業の概要は、表 3.1.5 に示すとおりである。

また、大阪（瀬戸内海区）の漁業種類別漁獲量の推移は表 3.1.6 に、魚種別漁獲量の推移は表 3.1.7 に、養殖魚種別収穫量は表 3.1.8 に示すとおりである。

表 3.1.5 漁業経営体数及び漁船隻数の推移

(各年 11 月 1 日現在)

年次	漁業経営体（経営体）					漁船隻数			
	総数	個人経営体 <sup>1)</sup>			共同経営 <sup>2)</sup>	総数	無動力船	船外機付船	動力船
		総数	専業	兼業					
平成 10 年	110	106	35	71	4	145	1	42	102
平成 15 年	63	61	2	59	2	78	-	28	50
平成 20 年	67	65	13	52	2	93	1	11	81
平成 25 年	49	47	1	46	2	52	-	26	26
平成 30 年	48	47	2	45	1	36	-	19	17

(注) 1. 個人経営体とは、利潤または生活の資を得るため、年間 30 日以上海上作業に従事した経営体をいう。

2. 共同経営とは、二人以上が生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理・運営したものをいう。

出典：「大阪市統計書（令和 6 年版・最新）」（大阪市、令和 7 年 5 月）

表 3.1.6 漁業種類別漁獲量の推移

(単位：t)

漁業種類	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
沖合底びき網	—	—	—	—	—
小型底びき網	1,114	1,052	906	909	849
船びき網	3,780	3,196	5,257	3,237	5,392
中・小型まき網	9,131	9,870	11,131	15,601	7,936
その他の刺網	257	491	544	567	349
大型定置網	—	—	—	—	—
小型定置網	93	115	37	22	72
その他の網漁業	—	—	—	—	—
近海まぐろはえ縄	—	—	—	—	—
沿岸まぐろはえ縄	—	—	—	—	—
その他のはえ縄	—	—	—	—	—
沿岸かつお一本釣	—	—	—	—	—
沖合いか釣	—	—	—	—	—
沿岸いか釣	—	—	—	—	—
ひき縄釣	8	6	10	19	5
その他の釣	10	14	13	6	20
採貝・採藻	…	…	…	…	…
その他の漁業	95	139	83	93	115
合計	14,488	14,884	17,980	20,453	14,738

(注) 「—」は事実のないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

出典：「海面漁業生産統計調査 確報 令和元年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和3年1月公開)  
「海面漁業生産統計調査 確報 令和2年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和6年5月更新)  
「海面漁業生産統計調査 確報 令和3年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和5年2月公開)  
「海面漁業生産統計調査 確報 令和4年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和6年2月公開)  
「海面漁業生産統計調査 確報 令和5年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和7年3月公開)

表 3.1.7 魚種別漁獲量の推移

(単位：t)

漁業種類		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
魚 類	まぐろ類	—	—	—	—	—	
	かじき類	—	—	—	—	—	
	かつお類	—	—	—	—	—	
	さめ類	x	4	4	5	4	
	このしろ	627	202	693	107	117	
	いわし類	いわし類	10,357	10,833	13,212	15,287	12,036
		かたくちいわし	1,411	5,600	6,070	11,836	6,664
		まいわし	5,233	2,044	1,946	244	73
		しらす	3,713	3,189	5,196	3,206	5,299
	あじ類	331	267	61	31	70	
	さば類	136	72	93	20	23	
	ぶり類	60	68	118	99	31	
	ひらめ・かれい類	211	183	190	159	149	
	はたはた	—	—	—	—	—	
	にぎす類	—	—	—	—	—	
	あなご類	18	5	5	6	6	
	たちうお	198	73	268	26	25	
	たい類	277	264	277	300	284	
	いさき	—	—	—	—	—	
	さわら類	155	341	387	385	216	
	すずき類	198	184	184	171	123	
	いかなご	67	8	61	30	94	
	ふぐ類	x	7	12	13	14	
	その他魚類	1,465	1,911	2,100	3,456	1,245	
小計	14,116	14,421	17,665	20,093	14,437		
えび類	81	66	57	44	46		
かに類	37	17	13	6	7		
貝類	35	89	85	146	73		
いか類	88	81	76	65	53		
たこ類	67	134	48	70	56		
なまこ類	36	55	23	22	58		
うに類	—	—	—	—	—		
海産ほ乳類	—	—	—	—	—		
その他の水産動物類	26	19	12	6	7		
海藻類	2	2	1	1	1		
合計	14,488	14,884	17,980	20,453	14,738		

(注) 1. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの。

2. 「X」が非公表のため、合計値と漁業種類別合計の数値は違いがある。

出典：「海面漁業生産統計調査 確報 令和元年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和3年1月公開)  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和2年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和6年5月更新)  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和3年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和5年2月公開)  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和4年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和6年2月公開)  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和5年漁業・養殖業生産統計」(農林水産省、令和7年3月公開)

表 3.1.8 養殖魚種別収穫量の推移

(単位：t)

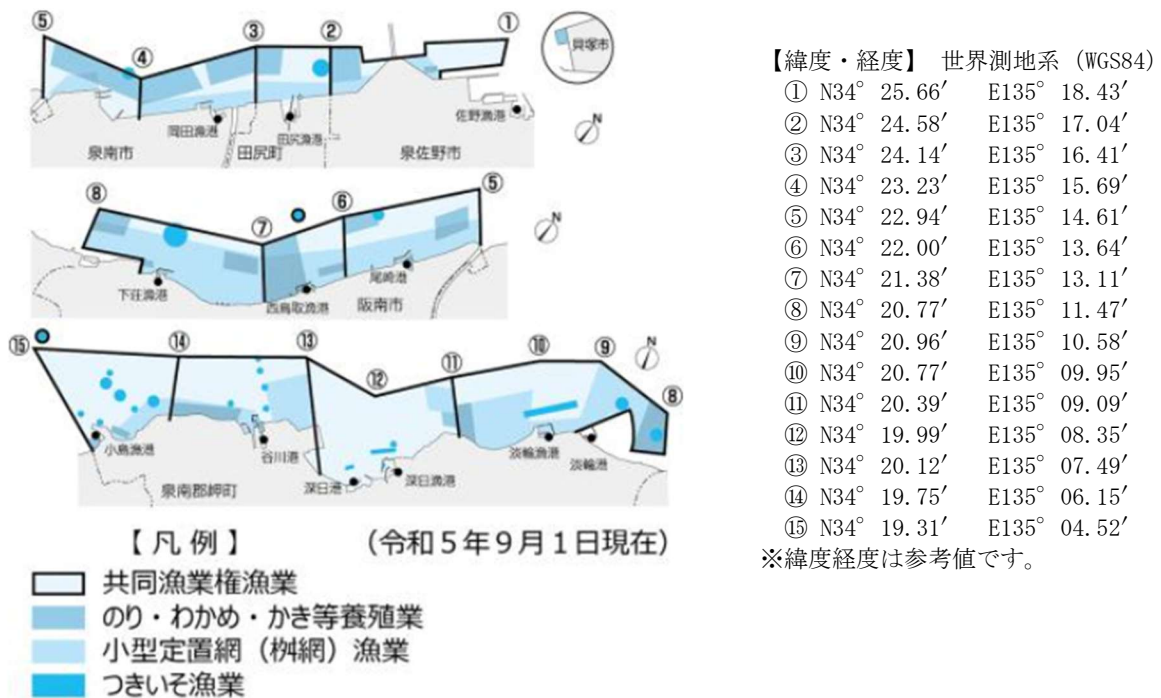
漁業種類	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ぶり類	x	x	x	x	x
まだい	x	x	x	x	x
ふぐ類	—	—	—	x	x
くろまぐろ	—	—	—	—	—
かき類（殻付き）	x	x	x	x	11
海藻類	350	451	374	402	355
合計	410	515	437	460	411

(注) 1. 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの。

2. 「X」が非公表のため、合計値と漁業種別合計の数値は違いがある。

出典：「海面漁業生産統計調査 確報 令和元年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、令和4年1月更新）  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和2年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、令和4年4月公開）  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和3年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、令和5年3月公開）  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和4年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、令和6年2月公開）  
 「海面漁業生産統計調査 確報 令和5年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省、令和7年3月公開）

大阪湾における漁業権の状況は、図 3.1.1 に示すとおりであるが、大阪港港湾区域内の漁業権は消滅している。



出典：「漁業権」（大阪府ホームページ）より (<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/gyogyoken/index.html>)

図 3.1.1 大阪湾における漁業権の状況

## (2) 工業

事業計画地周辺地域における工業（製造業）の概要は表 3.1.9 に、産業分類別製造品出荷額等は表 3.1.10 に示すとおりである。

表 3.1.9 工業（製造業）の概要

市区名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
住之江区	196 (3.9%)	7,525 (6.8%)	30,899,162 (8.8%)
大正区	185 (3.7%)	5,712 (5.2%)	27,418,235 (7.8%)
大阪市	4,989 (100.0%)	110,834 (100.0%)	353,149,426 (100.0%)

(注) 事業所数、従業者数は令和3年6月1日現在の値を示す。製品出荷額は令和2年1月～令和2年12月の実績で調査した値を示す。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査」（経済産業省）

表 3.1.10 産業分類別製造品出荷額等（令和2年）

（単位：万円）

産業分類	市区名		
	住之江区	大正区	大阪市
食料品製造業	3,646,459	968,814	24,584,062
飲料・たばこ・飼料製造業	80,379	-	6,452,117
繊維工業	213,093	X	9,075,186
木材・木製品製造業（家具を除く）	1,298,694	45,442	1,401,022
パルプ・紙・紙加工品製造業	267,817	X	8,103,521
印刷・同関連業	158,137	296,440	22,947,349
化学工業	X	3,123,629	49,074,402
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	186,715	X	10,883,425
ゴム製品製造業	-	X	2,445,307
非鉄金属製造業	X	28,477	24,034,028
金属製品製造業	1,851,151	2,981,420	39,369,373
はん用機械器具製造業	712,116	1,654,956	13,863,451
生産用機械器具製造業	5,107,546	1,638,013	23,788,757
電気機械器具製造業	7,445,648	493,973	25,998,951
輸送用機械器具製造業	310,858	135,781	14,457,029
その他の製造業	166,287	340,462	7,147,577
家具・装備品製造業	497,414	198,180	2,605,746
窯業・土石製品製造業	229,939	827,296	5,211,922
鉄鋼業	4,668,061	14,061,380	37,598,192
業務用機械器具製造業	X	123,216	6,015,675
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,255,204	184,163	5,601,155
石油製品・石炭製品製造業	-	X	483,776
なめし革・同製品・毛皮製造業	X	-	1,275,739
情報通信機械器具製造業	X	-	0
総 数	30,899,162	27,418,235	353,149,426

（注）1. 表中の「-」は当該数字がないもの、「x」は数値が秘匿されているものを示す。

2. 「X」が非公表のため、合計値と産業分類別合計の数値は違いがある。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査」（経済産業省）

### (3) 商業

事業計画地周辺地域における商業（卸売業・小売業）の概要は表 3.1.11 に、産業分類別年間商品販売額は表 3.1.12 に示すとおりである。

表 3.1.11 商業（卸売業・小売業）の概要

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

市区名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
住之江区	986 ( 2.7%)	10,370 ( 2.6%)	765,507 ( 1.8%)
大正区	614 ( 1.7%)	4,184 ( 1.0%)	166,326 ( 0.4%)
大阪市	36,335 (100.0%)	404,846 (100.0%)	41,563,672 (100.0%)

(注) 1. ( )内の値は、大阪市全体に対する割合を示す。

2. 事業所数、従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在の数である。

出典：「大阪市統計書（令和 6 年版・最新）」（大阪市、令和 7 年 5 月）

表 3.1.12 産業分類別年間商品販売額（平成 27 年）

(単位：百万円)

産業分類		市区名		
		住之江区	大正区	大阪市
卸売業	各種商品卸売業	x	x	1,498,914
	繊維・衣服等卸売業	2,557	3,660	2,799,774
	飲食料品卸売業	266,086	7,212	6,699,571
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	185,219	72,308	12,249,737
	機械器具卸売業	95,792	24,833	8,578,424
	その他の卸売業	x	x	5,159,096
小計		655,509	117,482	36,985,516
小売業	各種商品小売業	2,527	-	806,140
	織物・衣服・身の回り品小売業	3,562	1,315	466,910
	飲食料品小売業	36,286	15,644	989,848
	機械器具小売業	13,902	1,323	691,778
	その他の小売業	38,803	28,302	1,032,369
	無店舗小売業	14,918	2,259	591,111
小計		109,999	48,844	4,578,156
総数		765,507	166,326	41,563,672

(注) 1. 表中の「-」は当該数字がないもの、「x」は数値が秘匿されているものを示す。

2. その他小売業とは、「家具・建具・畳小売業」、「じゅう器小売業」、「医薬品・化粧品小売業」、「農耕用品小売業」、「燃料小売業」、「書籍・文房具小売業」、「スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業」、「写真機・時計・眼鏡小売業」、「他に分類されない小売業」を示す。

3. 年間商品販売額については、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の数値である。

出典：「大阪市統計書（令和 6 年版・最新）」（大阪市、令和 7 年 5 月）

#### (4) 用水量

大阪市における用水量の概要は、表 3.1.13 に示すとおりである。

表 3.1.13 用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

（令和 5 年度末現在）

項 目	総 数	事 業 用	生 活 用
有収水量（千 m <sup>3</sup> ）	362,607 (100.0%)	106,260 (29.3%)	256,347 (70.7%)
栓 数（件）	1,236,390 (100.0%)	109,343 (8.8%)	1,127,047 (91.2%)

（注）（ ）内の値は、総数に対する割合を示す。

出典：「令和 6 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年 3 月）

### 3.1.3 交通

#### (1) 道路

事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果及び主要道路は、表 3.1.14 及び図 3.1.2 に示すとおりである。

表 3.1.14(1) 事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果（令和3年度 道路交通センサス）

路線名	調査 単位 区間 番号	交通量 観測地点地名	昼間12時間 自動車類交通量 (台)			24時間 自動車類交通量 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
高速大阪堺線	5280	住之江区浜口西1丁目	34,662	3,732	38,394	44,526	4,778	49,304	9.7
	5290	堺市堺区柳之町東	27,413	2,036	29,449	35,528	2,681	38,209	6.9
高速道路 西大阪線	5310	大正区三軒家東3丁目	13,990	2,939	16,929	18,400	3,901	22,301	17.4
	5320	大正区泉尾3丁目	12,729	2,658	15,387	16,868	3,517	20,385	17.3
高速湾岸線	5790	港区港晴2丁目	27,303	19,558	46,861	34,552	27,303	61,855	41.7
	5800	住之江区南港東8丁目	25,713	16,707	42,420	32,637	23,685	56,322	39.4
	5810	住之江区南港東2丁目	42,568	19,977	62,545	54,586	27,952	82,538	31.9
	5820	住之江区平林南2丁目	45,070	23,746	68,816	57,700	32,518	90,218	34.5
一般国道 26号	10220	西成区鶴見橋1丁目	22,795	2,282	25,077	33,153	3,459	36,612	9.1
一般国道 43号	10240	西成区北津守2丁目	22,695	6,438	29,133	30,873	8,457	39,330	22.1
大阪港八尾線	40120	大正区鶴町2丁目	7,703	3,829	11,532	10,492	4,384	14,876	33.2
	40130	大正区鶴町1丁目	8,408	4,588	12,996	11,728	5,297	17,025	35.3
	40150	住之江区東加賀屋1丁目	15,758	5,652	21,410	21,663	7,241	28,904	26.4
大阪臨海線	40570	住之江区緑木1丁目	19,670	7,055	26,725	28,437	9,513	37,950	26.4
住吉八尾線	40760	住之江区緑木1丁目	10,337	6,862	17,199	13,584	9,291	22,875	39.9
	40770	住吉区遠里小野1丁目	6,233	647	6,880	7,789	948	8,737	9.4
浪速鶴町線	41160	大正区鶴町4丁目	4,420	1,291	5,711	5,720	1,533	7,253	22.6
浜口南港線	41240	住之江区泉1丁目	11,500	4,675	16,175	15,802	5,711	21,513	28.9
大阪八尾線	60130	大正区小林西1丁目	12,494	4,883	17,377	17,134	5,978	23,112	28.1
	60140	—	16,363	4,832	21,195	22,245	6,368	28,613	22.8
	60180	大正区鶴町3丁目	1,206	762	1,968	1,468	1,031	2,499	38.7

(注) 1. 調査単位区間番号は、図 3.1.2 と対応している。

2. 昼間12時間：午前7時～午後7時とする。

24時間：午前7時～翌日午前7時又は午前0時～翌日午前0時とする。

3. 昼間12時間自動車類交通量の\_\_\_の数値は、当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対する主たる平成27年度調査単位区間の平成27年度交通量と平成27年度及び令和3年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した値である。

4. 24時間自動車類交通量の\_\_\_の数値は、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推計した値である。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（道路交通センサス）」（国土交通省、令和5年6月）

表 3.1.14 (2) 事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果  
(平成 28 年 大阪市港湾局 (現大阪港湾局) )

No.	交通量観測 地点地名	自動車類 12 時間交通量(台)			大型車混入率 (%)
		小型車	大型車	合計	
A	夢洲トンネル	5,107	9,647	14,754	65.4
B	ATC 北	12,838	12,204	25,042	48.7
C	南港大橋北詰	16,817	15,401	32,218	47.8
D	咲洲トンネル	10,535	5,051	15,586	32.4

- (注) 1. 表中「No.」は、図 3.1.2 と対応している。  
 2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。  
 3. 大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果を基に算出している。

出典：「臨海部における交通流動及び夢洲地区道路線形検討調査業務委託 交通量調査 報告書」  
(平成 29 年 3 月、大阪港湾局) より作成

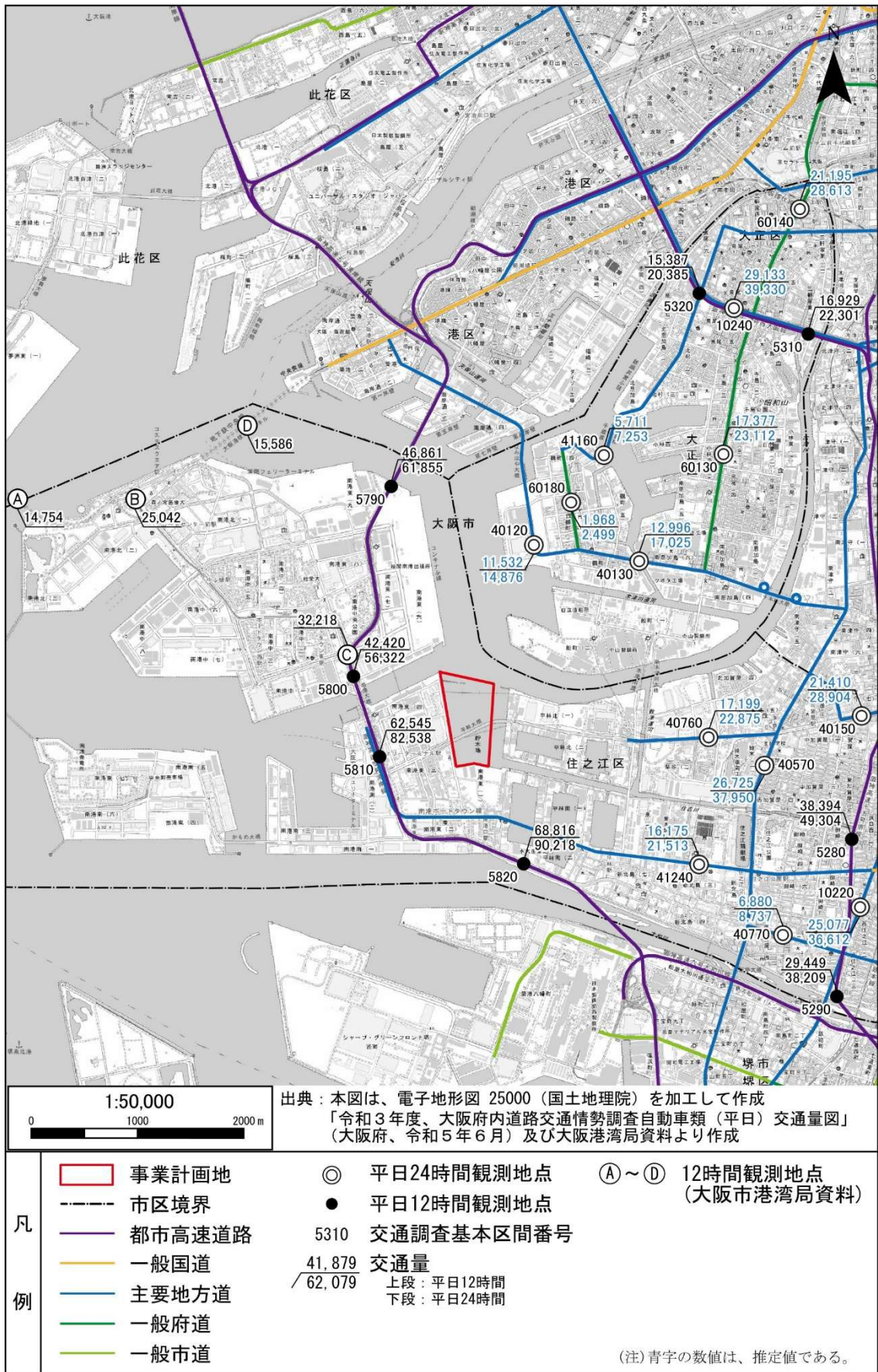


図 3.1.2 事業計画地周辺の主要道路

## (2) 鉄 道

事業計画地周辺地域の鉄道各駅における乗車及び降車人員は表 3.1.15 に、事業計画地周辺の鉄道路線は図 3.1.3 に示すとおりである。

表 3.1.15 事業計画地周辺地域の鉄道各駅における乗車及び降車人員

路 線	駅 名	乗車人員 (人/日)		降車人員 (人/日)	
		令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
JR 大阪環状線 <sup>1)</sup>	大 正	22,494	23,473	—	—
Osaka Metro 四つ橋線 <sup>2)</sup>	北加賀屋	11,682	11,756	11,244	11,513
	住之江公園 <sup>3)</sup>	14,279	13,925	14,174	13,827
Osaka Metro 中央線 <sup>2)</sup>	コスモスクエア <sup>4)</sup>	11,220	12,191	10,720	11,582
Osaka Metro ニュートラム 南港ポートタウン線 <sup>2)</sup>	トレードセンター前	5,336	5,501	5,845	6,330
	中ふ頭	2,902	1,933	2,961	2,058
	ポートタウン西	4,204	4,318	4,177	4,328
	ポートタウン東	6,214	6,214	6,282	6,146
	フェリーターミナル	1,732	1,791	1,896	1,861
	南港東	2,015	1,856	2,100	1,980
	南港口	2,025	2,028	2,006	2,033
	平 林	2,125	2,176	2,158	2,220

(注) 1. JR は令和4年度中及び令和5年度中の1日平均の乗車人員である。

2. 大阪メトロ中央線、四つ橋線、ニュートラム南港ポートタウン線は、令和4年及び令和5年の交通量調査による1日の乗降人員である。

3. 住之江公園駅の乗降人員は、ニュートラム南港ポートタウン線の利用者を含む。

4. コスモスクエア駅の乗降人員は、ニュートラム南港ポートタウン線の利用者を含む。

出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和6年3月)

「令和6年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和7年3月)

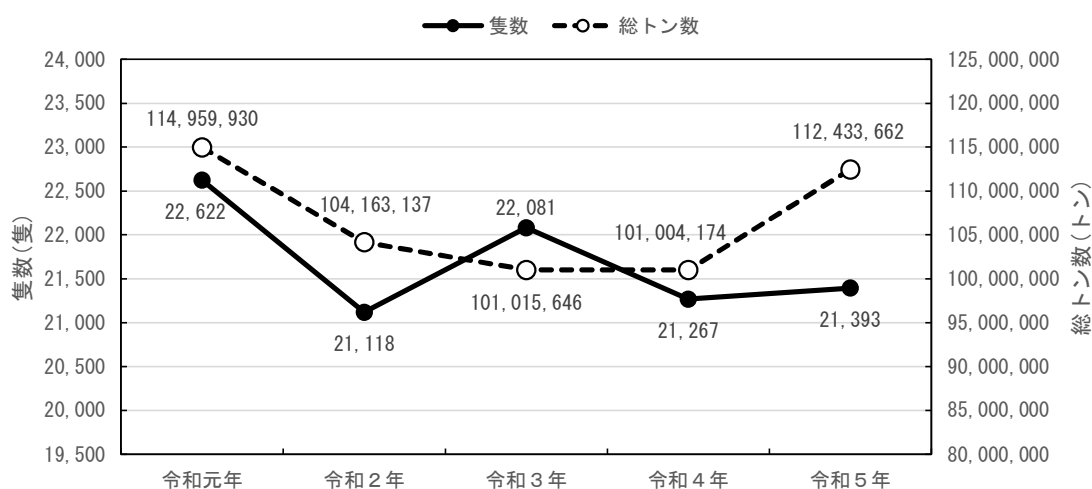


凡例	<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 事業計画地	<span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px;"></span> 市区境界	<span style="border-bottom: 1px solid yellow; width: 20px;"></span> 阪神電気鉄道 阪神なんば線
	<span style="border-bottom: 1px solid blue; width: 20px;"></span> Osaka Metro ニュートラム	<span style="border-bottom: 1px solid green; width: 20px;"></span> Osaka Metro 中央線	<span style="border-bottom: 1px solid orange; width: 20px;"></span> 南海電気鉄道 汐見橋線
	<span style="border-bottom: 1px solid darkblue; width: 20px;"></span> Osaka Metro 四つ橋線	<span style="border-bottom: 1px solid lightgreen; width: 20px;"></span> Osaka Metro 長堀鶴見緑地線	
	<span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 20px;"></span> J R 桜島線（ゆめ咲線）・環状線		

図 3.1.3 事業計画地周辺の鉄道路線

### (3) 海上交通

大阪港の入港船舶隻数及び総トン数の推移は、図 3.1.4 に示すとおりである。



出典：「港湾統計（年報） 入港船舶年次表」（大阪港湾局、令和7年2月）より作成

図 3.1.4 入港船舶隻数及び総トン数の推移 (大阪港)

大阪港における船舶乗降人員の推移は、表 3.1.16 に示すとおりである。

大阪港における、外国及び内国の航路（フェリー含む）を合計した船舶乗降人員は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大の影響を受けて、令和2年及び令和3年は令和元年に比べて40%程度に減少していたが、令和4年以降は増加し令和5年は令和元年に比べて80%程度まで回復している。

表 3.1.16 大阪港における船舶乗降人員の推移

(単位：人)

区分	年次	船 舶			うちフェリー		
		外国	内国	計	外国	内国	計
乗船人員	令和元年	128,950	533,199	662,149	20,498	524,414	544,912
	令和2年	4,446	237,896	242,342	1,582	237,620	239,202
	令和3年	-	241,717	241,717	-	241,691	241,691
	令和4年	957	372,575	373,532	678	371,355	372,033
	令和5年	60,144	495,770	555,914	18,051	495,033	513,084
降船人員	令和元年	127,204	574,166	701,370	19,709	565,112	584,821
	令和2年	4,588	274,474	279,062	1,722	274,227	275,949
	令和3年	-	274,778	274,778	-	274,752	274,752
	令和4年	578	418,182	418,760	574	416,230	416,804
	令和5年	60,120	535,279	595,399	18,087	534,317	552,404
船舶乗降人員	令和元年	256,154	1,107,365	1,363,519	40,207	1,089,526	1,129,733
	令和2年	9,034	512,370	521,404	3,304	511,847	515,151
	令和3年	-	516,495	516,495	-	516,443	516,443
	令和4年	1,535	790,757	792,292	1,252	787,585	788,837
	令和5年	120,264	1,031,049	1,151,313	36,138	1,029,350	1,065,488

出典：「港湾統計（年報） 入港船舶 船舶乗降人員月表」（大阪港湾局、令和7年2月）

大阪港における定期船航路の就航状況は表 3.1.17 に、ふ頭位置は図 3.1.5 に示すとおりである。

表 3.1.17 定期船航路の就航状況

ふ頭名	大阪⇄航路	就航船 (総トン数)	便数
大阪港国際フェリーターミナル	大阪⇄上海 (日中国際フェリー株式会社)	19,948	1便/週
		14,543	1便/週
	大阪⇄釜山 (パンスタークルーズ)	21,535	3便/週
大阪南港フェリーターミナル	大阪⇄新門司 (名門大洋フェリー)	15,025	2便/日
		14,920	
	大阪⇄東予 (四国開発フェリー株式会社)	14,759	1便/日
さんふらわあターミナル	大阪⇄別府 (商船三井さんふらわあ)	17,114	1便/日
	大阪⇄志布志 (商船三井さんふらわあ)	13,659	1便/日
天保山客船ターミナル	天保山発着大阪港内周遊 (大阪水上バス)	566	5～7便/日
	大阪ミナトめぐり (港通船運輸)	—	当分の間、20名以上の団体貸切のみ
	海遊館西はとば～ユニバーサル シティープート (キャプテンライン)	60	18～24便/日

出典：公益社団法人 大阪港振興協会ホームページ「国際フェリー情報」「周遊船情報」より作成（令和7年7月閲覧）

日中国際フェリー株式会社ホームページ「船舶要目」「旅客スケジュール」より作成（令和7年7月閲覧）

パンスタークルーズホームページ「パンスタードリームのデータ」「運航スケジュール」より作成（令和7年7月閲覧）

名門大洋フェリーホームページ「航路・ダイヤ・運航スケジュール」「船舶紹介」より作成（令和7年7月閲覧）

四国開発フェリー株式会社ホームページ「航路・時刻表」「船舶概要」より作成（令和7年7月閲覧）

商船三井さんふらわあホームページ「時刻表・運賃/船内紹介」より作成（令和7年7月閲覧）

大阪水上バスホームページ「サンタマリアの運航日・運航時刻」「船の紹介」より作成（令和7年7月閲覧）

シャトルクルーザーキャプテンラインホームページ「運航ダイヤ」「船の紹介」より作成（令和7年6～8月運航ダイヤ表 令和7年7月閲覧）



図 3.1.5 定期航路ふ頭位置

### 3.1.4 土地利用

#### (1) 用途地域

事業計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 3.1.6 に示すとおりである。事業計画地に隣接する地域は、準工業地域に指定されている。

#### (2) 土地利用の状況

事業計画地周辺の土地利用の状況は、図 3.1.7 に示すとおりである。

また、事業計画地周辺地域における地目別（有租地）面積の構成比は、表 3.1.18 に示すとおりである。

表 3.1.18 地目別（有租地）面積の構成比

(令和6年1月1日現在)

市区名	地目別（有租地）面積（㎡）						
	総面積	宅 地				田 畑	雑種地
		商業地区	工業地区	住宅地区	計		
住之江区	10,640,954 (100.0%)	709,327 (6.7%)	6,244,934 (58.7%)	2,957,317 (27.8%)	9,911,578 (93.1%)	17,675 (0.2%)	711,701 (6.7%)
大正区	4,082,305 (100.0%)	196,469 (4.8%)	2,275,912 (55.8%)	1,578,053 (38.7%)	4,050,434 (99.2%)	—	31,871 (0.8%)
大阪市	111,591,118 (100.0%)	14,421,543 (12.9%)	23,707,921 (21.2%)	67,869,293 (60.8%)	105,998,757 (95.0%)	678,742 (0.6%)	4,913,619 (4.4%)

(注) 1. 雑種地とは、鉄軌道用地、ゴルフ場等を示す。

2. ( )内の値は、各市区の総面積を100%とした割合を示す。端数処理を行っているため、各地目の合計が100%にならない場合がある。

出典：「大阪市統計書（令和6年版・最新）」（大阪市、令和7年5月）

#### (3) 事業計画地周辺の学校、病院等の施設

事業計画地周辺の学校、病院等の施設の位置は、図 3.1.8 に示すとおりである。

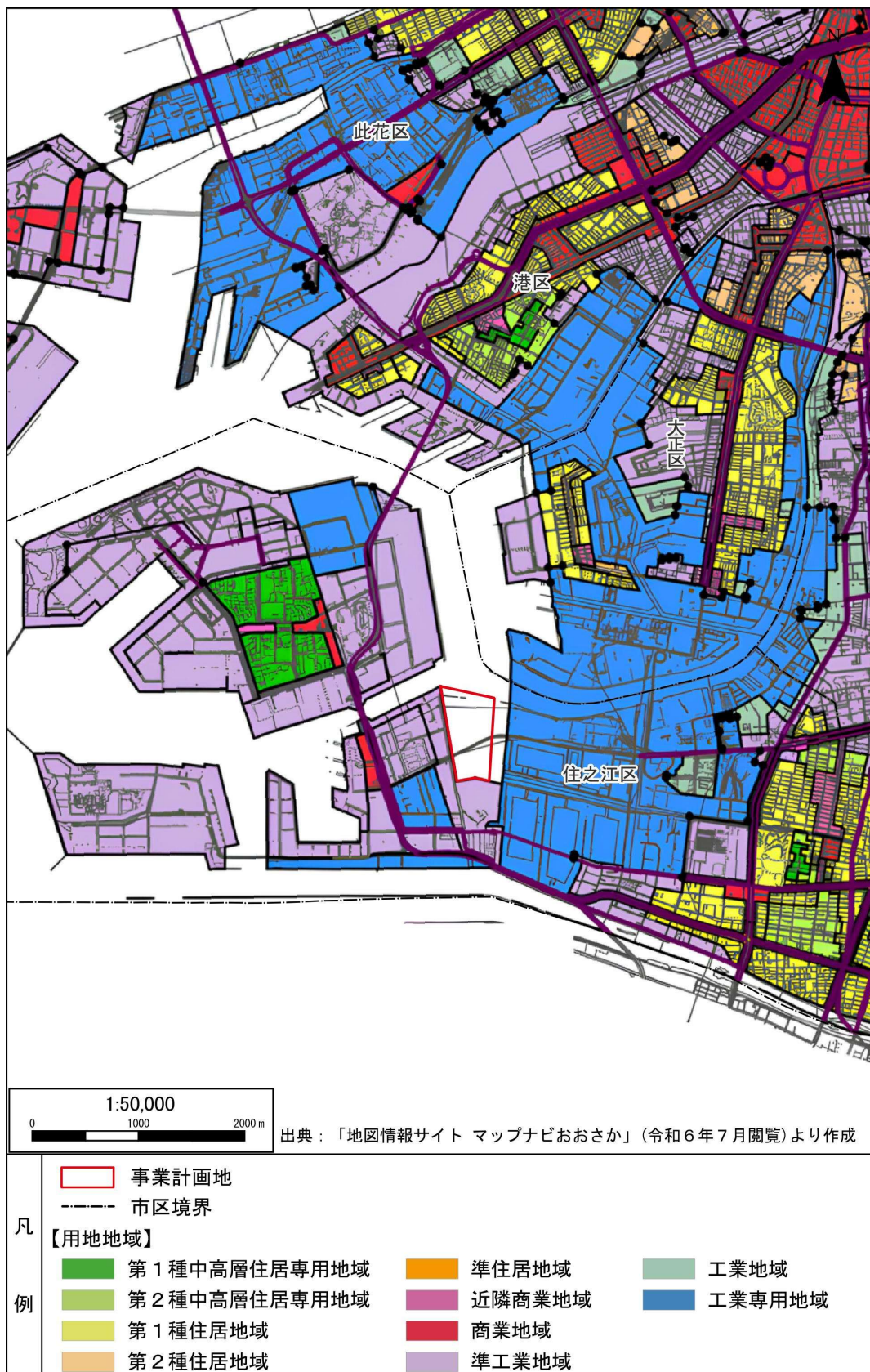


図 3.1.6 事業計画地周辺の用途地域の指定状況

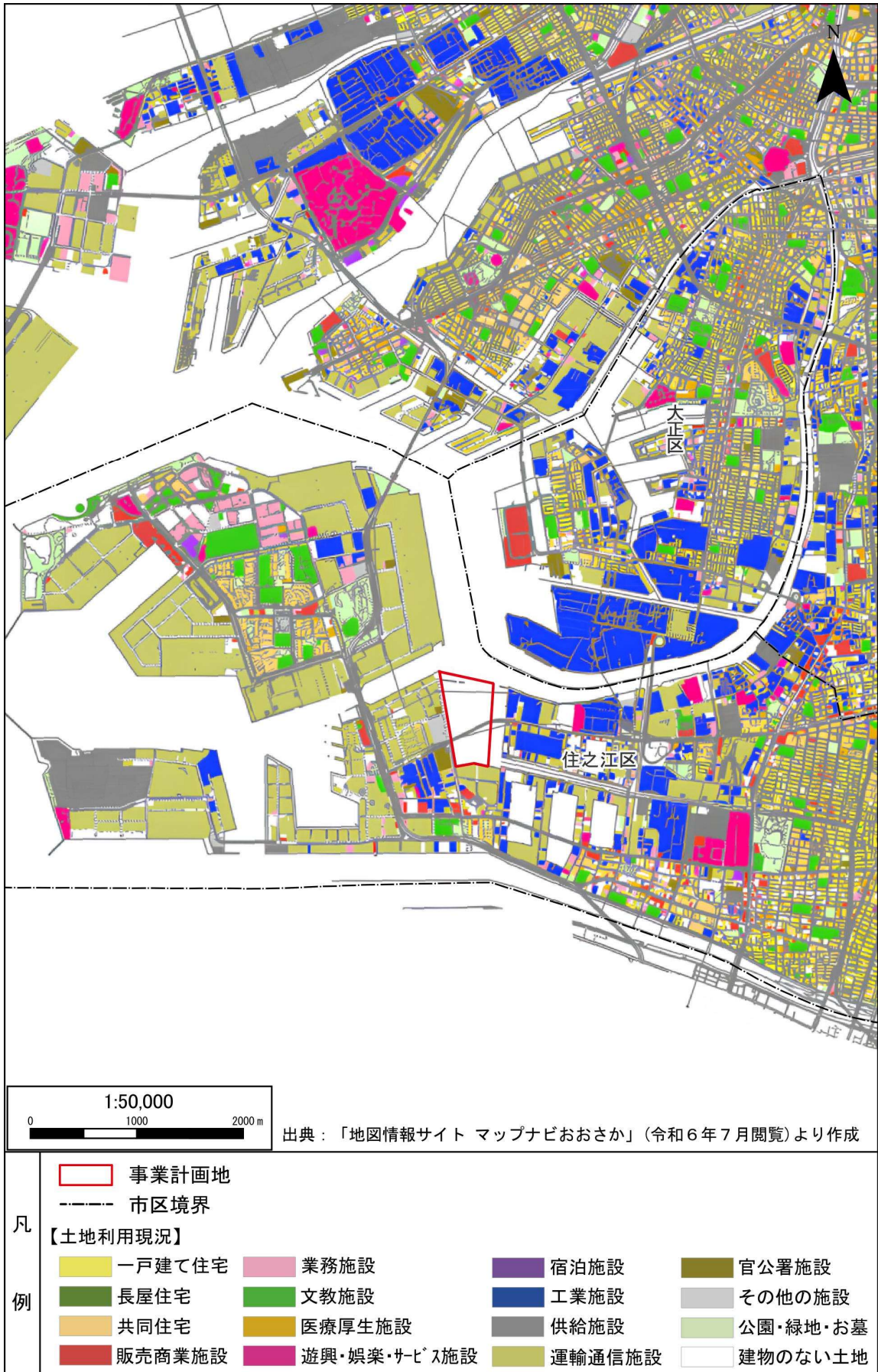


図 3.1.7 事業計画地周辺の土地利用の状況



### 3.1.5 水 域

#### (1) 水域の利用状況

事業計画地周辺地域の海域は、図 3.1.9 に示すとおり大阪港港湾区域である。大阪港港湾区域内には漁港法(昭和 25 年法律第 37 号)に基づく漁港区域はなく、漁業権は設定されていない。

#### (2) 上水道、下水道

##### a) 上水道

大阪市における上水道の総合取水量及び給水量等の推移は、表 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.19 総合取水量及び給水量等の推移

年度	取水量 (総数) (m <sup>3</sup> )	給水量 (m <sup>3</sup> )	有効率 (%)	1 日一 人当た り平均 給水量 (L)	給水 人口 (人)	給水世帯数 (戸)	総 数	給水契約数		
								一般用	業務 用	湯屋 用
R1	432,990,700	405,990,500	94.4	403.8	2,746,983	1,635,726	1,144,871	1,144,474	171	226
R2	417,540,500	397,962,300	93.6	395.9	2,753,819	1,657,581	1,166,302	1,165,937	159	206
R3	417,909,500	392,076,000	94.3	391.3	2,744,847	1,668,742	1,184,881	1,184,523	163	195
R4	421,563,700	396,463,200	94.5	393.5	2,760,091	1,691,359	1,210,182	1,209,819	176	187
R5	418,353,500	396,398,000	95.1	390.0	2,777,328	1,716,178	1,236,390	1,236,024	188	178

出典：「大阪市統計書（令和 6 年版・最新）」（大阪市、令和 7 年 5 月）

##### b) 下水道

事業計画地周辺地域の令和 3 年度末の下水道の普及状況は表 3.1.20 に、大阪市の下水処理場別の処理区域は図 3.1.10 に示すとおりである。

表 3.1.20 下水道の普及状況（令和 5 年度末）

区 域	処理面積 (ha)	陸地面積 (ha)	処理区域 面積普及率 <sup>1)</sup> (%)	処理人口 普及率 <sup>2)</sup> (%)	下水管 渠延長 (km)	処理 場数	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
住之江処 理区域	3,212	—	—	—	—	1	220,000
千島処理 区域	736	—	—	—	—	1	79,000
大阪市 全域	19,074	19,530	97.7	99.9	4,975	12	2,844,000

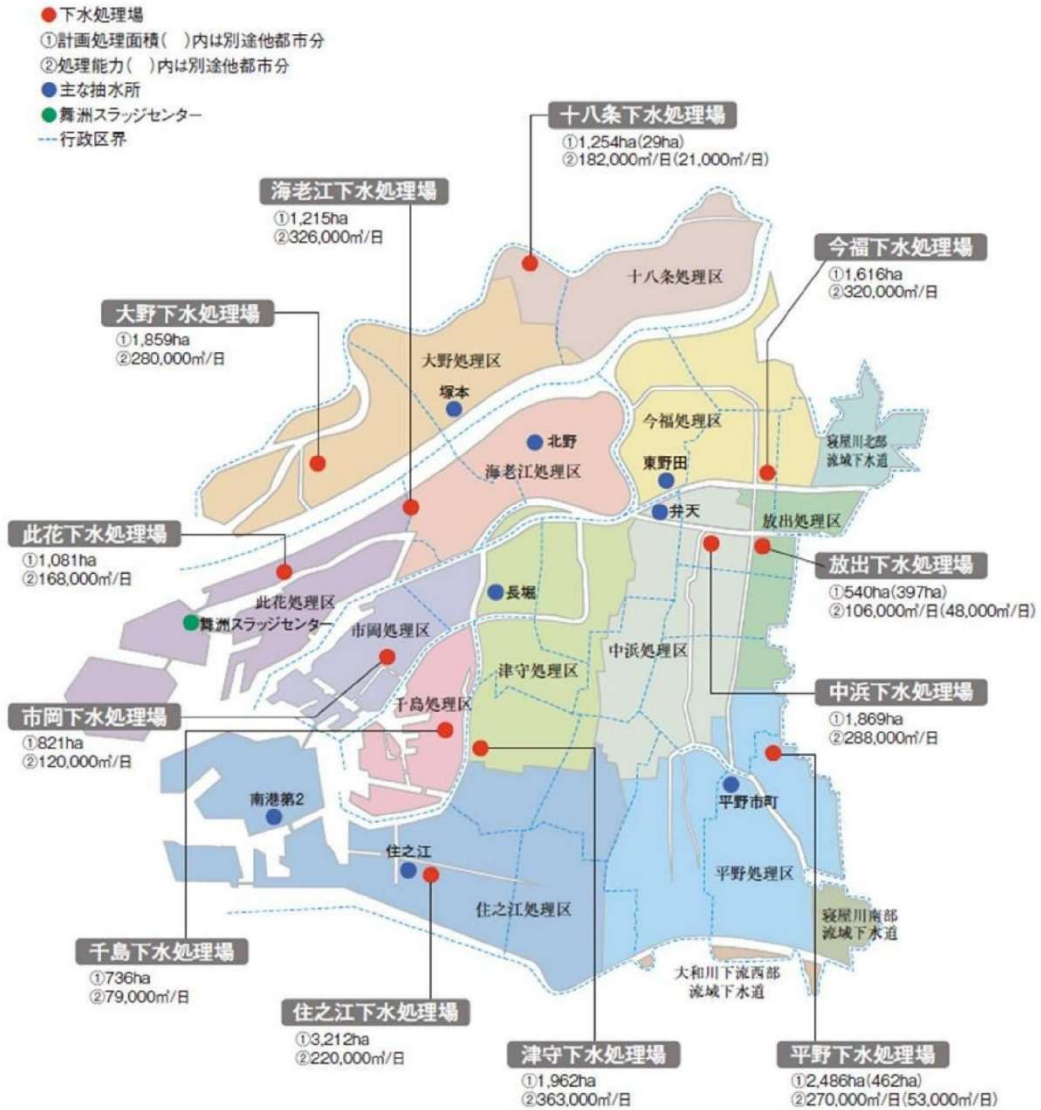
(注) 1. 処理区域面積普及率＝処理面積／大阪市陸地面積

2. 処理人口普及率＝処理人口 (2,752,401 人) ／総人口 (2,752,412 人) [令和 2 年確定値国勢調査人口]

出典：「大阪市環境白書（令和 6 年版）」（大阪市、令和 7 年 1 月）



図 3.1.9 大阪港港湾区域



出典：「大阪市環境白書（令和6年度）」（大阪市環境局、令和7年1月）

图 3.1.10 下水処理場別処理区域

### 3.2 生活環境の概況

#### 3.2.1 大気質

「令和6年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和7年8月）、「令和6年度の大気汚染状況 測定局別の大気汚染物質濃度一覧（令和6年度）」（大阪市環境局、令和7年8月）、「令和6年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（大阪市環境局、令和7年8月）及び「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、事業計画地周辺地域における大気質の概況は以下のとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図 3.2.1 に、事業計画地周辺地域の測定局における測定結果の概要は表 3.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

(令和6年度)

一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局							
測定局名	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	二酸化硫黄	風向風速	測定局名	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素
1 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	14 楠田新道	○						○
2 平尾小学校	○	○	○	○	○		○	15 出来島小学校	○	○	○	○	○	○	○
3 野中中学校	○	○	○	○	○		○	16 北粉浜小学校	○	○	○		○		
4 桃谷中学校	○		○	○			○	17 杭全町交差点	○						
5 大宮中学校	○			○			○	18 新森小路小学校	○	○	○				
6 聖賢小学校	○	○	○	○			○	19 瀬老江西小学校	○						
7 清江小学校	○			○			○	20 今里交差点	○						○
8 摂陽中学校	○			○	○		○	21 住之江交差点	○						
9 今宮中学校	○			○			○	22 我孫子中学校		○	○				
10 九条南小学校	○	○	○												
11 茨田北小学校	○			○											
12 南港中央公園	○	○	○	○			○								
13 島屋小学校		○	○				○								



出典：「令和6年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和7年8月）より作成  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000657579.html>

図 3.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

#### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

令和6年度の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局(図3.2.1 No.12)で0.038ppmとなっている。そのほか、住之江区では清江小学校測定局(図3.2.1 No.7)、北粉浜小学校測定局(図3.2.1 No.16)、住之江交差点測定局(図3.2.1 No.21)で測定が行われており、それぞれ0.030ppm、0.030ppm、0.034ppmとなっている。また、大正区では平尾小学校測定局(図3.2.1 No.2)で0.031ppmとなっている。

令和6年度の大阪市内における二酸化窒素の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)全12局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)全8局で達成している。

#### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和6年度の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.034mg/m<sup>3</sup>となっている。そのほか、北粉浜小学校測定局で0.039mg/m<sup>3</sup>、大正区の平尾小学校測定局で0.045mg/m<sup>3</sup>となっている。

令和6年度の大阪市内における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全8局及び自排局全4局で達成している。

#### (3) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

令和6年度の微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で11.1μg/m<sup>3</sup>及び32.8μg/m<sup>3</sup>となっている。そのほか、北粉浜小学校測定局で10.9μg/m<sup>3</sup>及び31.7μg/m<sup>3</sup>、大正区の平尾小学校測定局で10.2μg/m<sup>3</sup>及び28.0μg/m<sup>3</sup>となっている。

令和6年度の大阪市内における微小粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全8局及び自排局全4局で達成している。

#### (4) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

令和6年度の光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.029ppmとなっている。そのほか、清江小学校測定局で0.036ppm、大正区の平尾小学校測定局で0.032ppmとなっている。

令和6年度の大阪市内における光化学オキシダントの環境基準達成状況(短期的評価)は、前年度に引き続き全局(一般局11局、自排局1局)で達成していない。

#### (5) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

令和6年度の二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.006ppmとなっている。

令和6年度の大阪市内における二酸化硫黄の環境基準達成状況は、一般局全4局及び自排局全1局で達成している。

(6) 一酸化炭素 (CO)

住之江区、大正区では一酸化炭素の測定は行われていない。

令和6年度の大阪市内における一酸化炭素の環境基準達成状況は、自排局全3局で達成している。

表 3.2.1 (1) 大気質の測定結果の概要 (一般環境大気測定局)

No.	測定局名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM2.5)		
		年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の2% 除外値	基準超過 が2日以 上連続の 有無	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	有・無	○・×	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	○・×
2	平尾小学校	0.014	0.031	○	0.018	0.045	無	○	10.2	28.0	○
7	清江小学校	0.013	0.030	○	—	—	—	—	—	—	—
12	南港中央公園	0.017	0.038	○	0.013	0.034	無	○	11.1	32.8	○
	市内平均	0.013	—	12/12	0.015	—	—	8/8	10.1	—	8/8
	環境基準	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

表 3.2.1(2) 大気質の測定結果の概要 (一般環境大気測定局)

No.	測定局名	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			
		昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた時間数	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値の 2%除外値	基準超過が 2日以上連 続の有無	環境基準 達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
2	平尾小学校	0.032	56	212	×	—	—	—	—
7	清江小学校	0.036	88	384	×	—	—	—	—
12	南港中央公園	0.029	49	176	×	0.003	0.006	無	○
	市内平均	0.034	76	338	0/11	0.004	—	—	4/4
	環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- (注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。  
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数) を示す。  
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価によるものである。  
 4. 番号は図 3.2.1 に対応している。

出典：「令和6年度の大気汚染状況 測定局別の大気汚染物質濃度一覧 (令和6年度)」(大阪市環境局、令和7年8月)

表 3.2.1(3) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

No.	測定局名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	有・無	○・×	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	○・×
16	北粉浜小学校	0.016	0.030	○	0.016	0.039	無	○	10.9	31.7	○
21	住之江交差点	0.018	0.034	○	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.017	—	8 / 8	0.015	—	—	4 / 4	10.7	—	4 / 4
	環境基準	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。			日平均値の2%除外値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		

表 3.2.1(4) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

No.	測定局名	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )				二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )				一酸化炭素 (CO)			
		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
16	北粉浜小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
21	住之江交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	市内平均	0.028	28	107	0 / 1	0.004	—	—	1 / 1	0.3	—	—	3 / 3
	環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- (注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。  
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数) を示す。  
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価によるものである。  
 4. 番号は図 3.2.1 に対応している。

出典：「令和6年度の大気汚染状況 測定局別の大気汚染物質濃度一覧（令和6年度）」（大阪市環境局、令和7年8月）

### (7) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

令和5年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果は、表 3.2.2 に示すとおりであり、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が2.1 μg/m<sup>3</sup>となっている。

大阪市内全局（一般局2局、自排局1局）で環境基準を達成している。

表 3.2.2 令和5年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位：μg/m³)

No. 測定局名 物質名	(2)	(8)	(15)	—	市内 平均	環境基準 【指針値】
	大正区 平尾小学校	平野区 摂陽中学校	西淀川区 出来島小学校	北区 菅北小学校		
ベンゼン	—	0.67	0.76	0.60	0.68	3 μg/m³以下
トリクロロエチレン	—	1.10	—	0.34	0.72	130 μg/m³以下
テトラクロロエチレン	—	0.34	—	0.16	0.25	200 μg/m³以下
ジクロロメタン	2.10	3.80	—	1.80	2.60	150 μg/m³以下

(注) 1. 番号は図 3.2.1 に対応している。

2. (8) 摂陽中学校及び菅北小学校は全国標準監視地点、(2) 平尾小学校及び(15) 出来島小学校は地域特設監視地点である。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### (8) ダイオキシン類

令和6年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び調査結果は、図 3.2.2 及び表 3.2.3 に示すとおりであり、大正区の平尾小学校測定局で年間平均値が 0.025pg-TEQ/m³となっている。

大阪市内の年間平均値の範囲は、0.023~0.040pg-TEQ/m³であり、調査地点全3地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成している。



出典：「ダイオキシン類環境調査」（大阪市環境局、令和7年9月）より作成

図 3.2.2 令和6年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表 3.2.3 令和6年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	年間 測定回数	測定結果の 最小値～最大値	令和6年度 年間平均値	環境基準 (年間平均値)
1	平尾小学校（大正区）	2	0.024~0.025	0.025	0.6 以下
2	淀中学校（西淀川区）	2	0.022~0.023	0.023	
3	摂陽中学校（平野区）	2	0.033~0.047	0.040	

(注) 試料採取日は、夏季：令和6年8月22~29日、冬季：令和7年1月16~23日である。

出典：「令和6年度のダイオキシン類環境調査結果の詳細について」（大阪市環境局、令和7年9月）

### 3.2.2 水質

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）、「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和7年3月）及び「令和6年度のダイオキシン類環境調査」（大阪市環境局、令和7年9月）によると、事業計画地周辺における令和5年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和5年度のダイオキシン類の概況は以下に示すとおりである。なお、令和5年度の河川・海域における水質調査地点は、図3.2.3に示すとおりである。大阪市内公共用水域における水質調査結果は表3.2.4に、大阪湾水域における水質調査結果は表3.2.5に、大阪市内河川における底質調査結果は表3.2.6にそれぞれ示すとおりである。

#### (1) 生活環境項目

事業計画地周辺の河川では、令和5年度5地点（No.33～36、No.38）で調査が行われており、船町渡（No.35）でpH最大値が8.9とB類型の環境基準である8.5を、遠里小野橋（No.38）でpH最大値が8.9とD類型の環境基準である8.5を超過している。

大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点（No.39～47）で調査が行われている。

令和5年度の調査結果は、pHが全地点で最大値が環境基準である8.3を超過している。全窒素は、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、南港の6地点で、全リンは、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィンの5地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成していない。

#### (2) 健康項目

健康項目については、表3.2.7に示すとおり、ほう素が海水の影響により一部の地点で環境基準を達成していない。



図 3.2.3 水質調査地点

表 3.2.4 大阪市内公共用水域における水質調査結果（令和5年度）

	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.2~7.9	11	1.3(1.5)	3.9	6
2	吹田橋	神崎川	B	7.3~7.5	9.3	1.9(2.0)	—	—
3	新三国橋	神崎川	B	7.0~7.8	7.6	2.1(2.4)	5.8	6
4	神崎橋	神崎川	B	7.2~7.7	7.4	1.7(1.7)	5.6	5
5	千船橋	神崎川	B	7.2~8.6	9.2	1.9(2.6)	5.5	4
6	辰巳橋	神崎川 (左門殿川)	B	6.8~8.3	7.0	1.6(1.9)	5.1	4
7	新京阪橋	安威川	B	6.9~8.1	7.5	2.5(2.7)	6.0	8
8	菅原城北大橋	淀川	B	7.7~7.9	9.0	0.9(1.0)	3.1	4
9	伝法大橋	淀川	C	7.8~8.7	9.1	2.8(3.9)	4.2	7
10	今津橋	寝屋川	C	7.0~7.2	6.8	4.0(4.5)	7.7	6
11	新喜多大橋	寝屋川	C	7.0~7.1	7.7	3.6(3.8)	—	—
12	京橋	寝屋川	C	6.9~7.7	7.7	2.5(3.4)	5.9	6
13	徳栄橋	古川	C	6.9~7.3	6.5	3.0(4.4)	6.8	8
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	7.0~7.1	7.6	4.2(5.2)	—	—
15	下城見橋	第二寝屋川	D	6.8~7.3	6.1	3.6(4.6)	7.3	4
16	中竹淵橋	平野川	C	7.2~7.3	12	1.6(1.8)	—	—
17	安泰橋	平野川	C	7.3~7.6	16	1.5(1.7)	—	—
18	睦橋	平野川	C	7.1~7.3	8.8	2.1(2.5)	—	—
19	南弁天橋	平野川	C	6.9~7.2	6.8	2.6(3.5)	7.3	4
20	城見橋	平野川	C	6.8~7.2	6.0	3.1(4.0)	7.6	5
21	片一橋	平野川分水路	C	6.8~7.2	8.4	2.8(3.1)	—	—
22	天王田大橋	平野川分水路	C	6.8~7.1	6.2	3.4(5.1)	7.7	4
23	赤川橋	城北川	B	7.5~7.6	10	0.9(1.0)	—	—
24	毛馬橋	大川	B	7.6~7.9	9.0	0.8(1.0)	—	—
25	桜宮橋	大川	B	7.4~8.8	11	1.1(1.1)	3.1	6
26	天神橋(右)	堂島川	B	7.1~7.7	9.3	1.6(1.4)	4.3	6
27	天神橋(左)	土佐堀川	B	7.0~7.7	9.3	1.6(1.4)	4.5	6
28	天保山渡	安治川	B	7.3~8.6	9.6	1.3(1.3)	3.9	3
29	北港大橋 下流 700m	正蓮寺川	B	7.2~8.2	6.8	4.3(2.6)	5.9	8
30	春日出橋	六軒家川	B	7.4~8.6	9.4	1.2(1.4)	3.7	4
31	本町橋	東横堀川	B	7.1~7.5	7.6	1.0(1.0)	4.3	3
32	大黒橋	道頓堀川	B	7.2~8.2	8.3	0.8(1.1)	4.5	7
33	甚兵衛渡	尻無川	B	7.1~7.8	7.8	1.4(1.9)	4.6	4
34	千本松渡	木津川	B	7.1~7.5	7.2	1.7(1.8)	5.1	4
35	船町渡	木津川運河	B	7.2~8.9	12	1.9(2.7)	4.7	4
36	住之江大橋 下流 1,100m	住吉川	B	6.8~7.7	8.3	2.3(2.6)	6.2	3
37	浅香新取水口	大和川	C	7.9~8.5	10	1.4(1.6)	5.6	5
38	遠里小野橋	大和川	D	7.9~8.9	9.6	1.4(1.5)	5.9	5
環境基準				B:6.5~8.5以下 C:6.5~8.5以下 D:6.0~8.5以下	B:5mg/L 以上 C:5mg/L 以上 D:2mg/L 以上	B:3mg/L 以下 C:5mg/L 以下 D:8mg/L 以下	—	B: 25mg/L 以下 C: 50mg/L 以下 D:100mg/L 以下

(注) 1. 数値は年平均値である（ただし、pHは最小～最大を示している）。  
 2. BOD欄の( )内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。  
 3. 測定していない項目については、「—」で示している。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）  
 環境基準については「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和7年3月）

表 3.2.5 大阪湾水域における水質調査結果（令和5年度）

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	類型	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C	7.3~8.5	8.3	5.2 (6.0)	IV	1.8	0.17
40	淀川 河口中央	C	7.6~8.8	9.3	4.4 (4.7)	IV	1.2	0.12
41	木津川 河口中央	C	7.2~8.4	7.7	5.0 (5.9)	IV	2.5	0.14
42	No.5 ブイ跡	C	7.7~8.8	10	4.7 (5.8)	IV	1.6	0.11
43	No.25 ドルフィン	C	7.9~8.7	11	5.5 (5.2)	IV	1.1	0.092
44	北港沖 1,000m	C	8.0~8.9	10	5.3 (4.9)	IV	0.88	0.070
45	大阪港 関門外	C	8.0~8.9	10	4.2 (4.1)	IV	0.80	0.064
46	南 港	C	7.9~8.7	8.9	4.8 (6.3)	IV	1.5	0.086
47	大阪湾 C-3	C	7.9~8.9	9.0	3.9 (5.0)	IV	0.75	0.069
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下		1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- (注) 1. 表中の数値は、表層における測定値である。  
 2. 数値は年平均値である（ただし、pHは最小～最大を示している）。  
 3. CODの( )内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。



出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）  
 「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和7年3月）

表 3.2.6 大阪市内河川底質調査結果（令和5年度）

(乾燥重量値)

調査地点	河川名	含水率 (%)	pH	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
千船橋	神崎川	23	7.8	2.7	<0.01	0.17
大黒橋	道頓堀川	30	7.7	9.1	<0.01	0.38
天保山渡	安治川	35	7.8	4.8	<0.01	0.10
千本松渡	木津川	42	7.7	5.0	<0.01	0.10

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

表 3.2.7 大阪市における環境基準項目に係る達成割合（健康項目<sup>1)</sup>）

項目名	達成数	全数	達成率 (%)
カドミウム	36	36	100
全シアン	36	36	100
鉛	36	36	100
六価クロム	36	36	100
ヒ素	36	36	100
総水銀	36	36	100
PCB	36	36	100
ジクロロメタン	36	36	100
四塩化炭素	36	36	100
1,2-ジクロロエタン	36	36	100
1,1-ジクロロエチレン	36	36	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	36	36	100
1,1,1-トリクロロエタン	36	36	100
1,1,2-トリクロロエタン	36	36	100
トリクロロエチレン	36	36	100
テトラクロロエチレン	36	36	100
1,3-ジクロロプロペン	36	36	100
チウラム	36	36	100
シマジン	36	36	100
チオベンカルブ	36	36	100
ベンゼン	36	36	100
セレン	36	36	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	38	38	100
ふっ素	28	28	100
ほう素 <sup>2)</sup>	20	28	71.4
1,4-ジオキサン	36	36	100
総数	3,049	3,132	97.3

(注) 1. 環境基準適否の評価は、年間平均値によるものである。

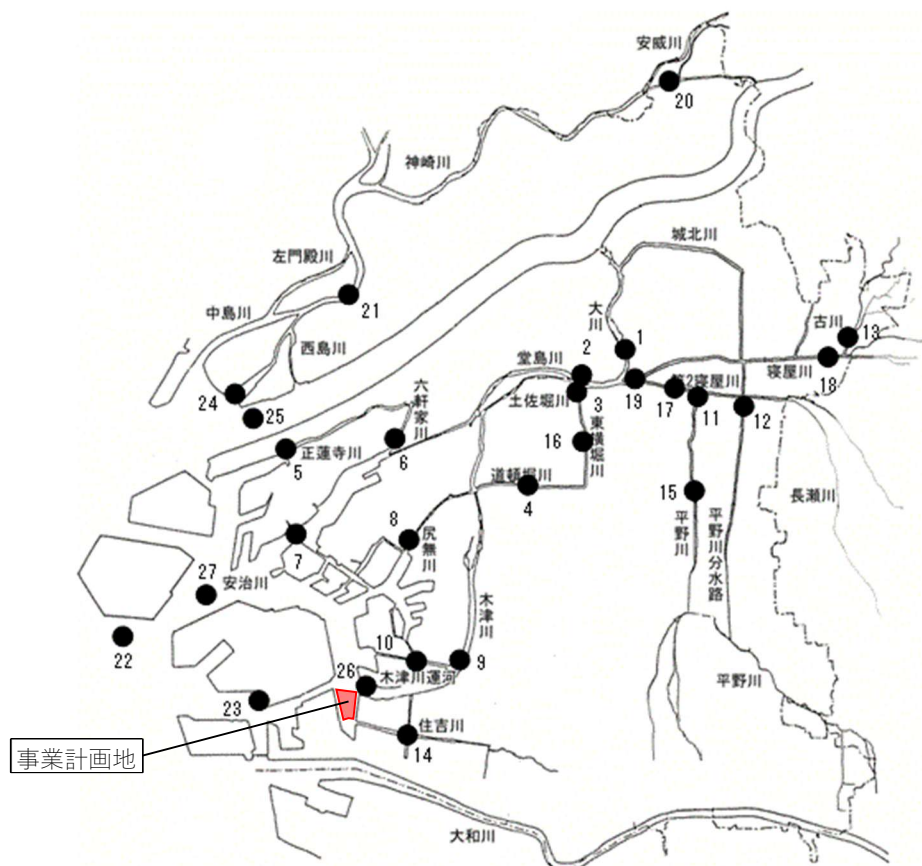
2. ほう素の未達成については、海水影響によるものである。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### (3) ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 3.2.4 に示すとおりであり、海域では6地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は表 3.2.8 に示すとおりである。

令和2年度から令和6年度にかけて、全地点で環境基準（水質：1 pg-TEQ/L 以下、底質：150pg-TEQ/g 以下）を達成している。



出典：「令和6年度のダイオキシン類環境調査」（大阪市環境局、令和7年9月）

図 3.2.4 ダイオキシン類（水質及び底質）の調査地点

表 3.2.8 大阪市内の海域におけるダイオキシン類（水質及び底質）の調査結果

（単位：水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

No.	調査地点	年間平均値									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
22	大阪港関門外	-	-	-	-	0.070	17	-	-	-	-
23	南港	0.094	2.5	-	-	-	-	0.065	3.2	-	-
24	神崎川河口中央	-	-	0.24	45	-	-	-	-	0.17	31
25	淀川河口中央	-	-	0.11	6.0	-	-	-	-	0.089	5.2
26	木津川河口中央	0.084	100	-	-	-	-	0.094	130	-	-
27	No.5ブイ跡	-	-	-	-	0.084	24	-	-	-	-

（注）海域調査地点6地点は、平成28年度から3年に1度の頻度で採水及び採泥を実施している。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

「令和2年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」（大阪府、令和7年8月）

「令和6年度及び4年度のダイオキシン類環境調査（大阪市環境局）」（大阪府、令和7年8月）

### 3.2.3 地下水

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）及び「令和6年度のダイオキシン類環境調査」（大阪市環境局、令和7年9月）によると、事業計画地周辺地域における令和5年度の地下水の環境基準項目及び令和4年度のダイオキシン類の概況は、以下に示すとおりである。

#### (1) 人の健康の保護に関する項目

令和5年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。

概況調査は大阪市内の5地点で行われており、事業計画地周辺地域では阿倍野区播磨町で実施されている。その結果は表 3.2.9 に示すとおりであり、全ての項目について環境基準を達成している。

継続監視調査は、事業計画地周辺地域では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は2.4mg/Lで環境基準（1mg/L）を達成していない。

#### (2) ダイオキシン類

令和5年度のダイオキシン類（地下水質）については、図 3.2.5 に示すとおり大阪市内1地点（大正区北村）で実施されており、その年平均値は0.048pg-TEQ/Lで環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成している。



図 3.2.5 令和5年度の地下水汚染調査地点及びダイオキシン類調査地点

表 3.2.9 地下水の概況調査結果

測定項目	基準値(mg/L)	阿倍野区播磨町
カドミウム	0.003 以下	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01 以下	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005
PCB	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	6.8
ふっ素	0.8 以下	<0.08
ほう素	1 以下	0.09
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### 3.2.4 土 壌

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、令和5年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は52件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は43件であった。

また、事業計画地周辺地域において「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧（令和7年7月23日時点）は表3.2.10に、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域一覧（令和5年5月19日時点）は表3.2.11に示すとおりである。

表 3.2.10(1)「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧

(令和7年7月23日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 特定有害物質	面積 (㎡)	区域の 区分
届指-35号	H23.03.11	大正区鶴町二丁目 20-15、20-16、23-9 の各一部	ふっ素及びその化合物	320	一般管 理区域
届指-41号	H23.04.28	大正区船町二丁目 15-9、15-13 の各一部	ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 有機りん化合物 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	13,451	
届指-81号	H24.07.20	住之江区東加賀屋一丁目 60-3、60-8 の各一部	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	1,200	
届指-128号	H25.10.25	住之江区南港北二丁目 8-4	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	12,691.75	
届指-139号	H26.02.21	住之江区北加賀屋三丁目 5-1 の一部	鉛及びその化合物	2,354.52	
届指-168号	H27.03.13	住之江区南港北一丁目 39-2、39-6 の各一部	ふっ素及びその化合物	700	
届指-188号	H27.11.06	住之江区南港南五丁目 6-2、8-10、8-11、23-2、25-2 の各一部、8-2、12-1、17-1、17-3、18、24-1	クロロエチレン 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	32,955.8	
届指-191号	H27.12.04	大正区船町一丁目 5-4 の一部、7-8	四塩化炭素 ジクロロメタン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	55,929.6	
届指-218号	H28.11.25	大正区鶴町四丁目 12-6 の一部	砒素及びその化合物	195	
届指-244号	H29.07.28	住之江区北加賀屋五丁目 27-1 の一部	ふっ素及びその化合物	498.8	
届指-249号	H29.08.25	大正区船町二丁目 22、23-1 の各一部、23-2、24-7	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	20,921.94	

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（大阪市HP）より作成

表 3.2.10(2) 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧

(令和7年7月23日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 特定有害物質	面積 (㎡)	区域の区分
届指-261号	H30.01.12	大正区南恩加島六丁目1-1の一部、 1-19の一部、1-34の一部、1-81、1- 82、1-84の一部、1-86、1-133、1- 173、1-328の一部、1-330、1-331の 一部、1-337、1-353、1-417の一部、 1-418、1-420の一部、1-422、1- 548、1-549、1-550、1-551、1-618の 一部、1-619、1-657、1-658の一部、 1-705、1-706、1-674、1-676、2-1の 一部、2-3の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	8,578.1	一般管 理区域
届指-287号	H30.12.07	住之江区南港北一丁目41-5、41-6、 43-7	ふっ素及びその化合物	16,205.04	埋立地 特例区 域
届指-295号	H31.03.29	住之江区南港南一丁目15-1の一部	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	12,656.3	一般管 理区域
届指-306号	R01.07.12	大正区南恩加島四丁目463-18の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	405	
届指-311号	R01.09.13	大正区泉尾七丁目13-3の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	1,143.6	
届指-312号	R01.10.04	住之江区東加賀屋一丁目9-1の一部	水銀及びその化合物	963.8	
届指-316号	R02.01.24	住之江区平林南一丁目6-12、6-13の 各一部	ふっ素及びその化合物	1,131.27	
届指-317号	R02.01.31	住之江区平林北一丁目2-43の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	1,243.3	
届指-335号	R02.06.19	住之江区柴谷一丁目10-1、10-24	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	23,872.3	
届指-342号	R02.08.28	住之江区南港中三丁目2-4の一部	砒素及びその化合物	8,909.19	
届指-366号	R03.08.13	住之江区南港南五丁目26の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	698	
届指-368号	R03.09.17	住之江区南港南二丁目22の一部	ふっ素及びその化合物	24.76	
届指-370号	R03.09.24	大正区南恩加島七丁目1-3、1-5、1- 58、1-94、1-95、1-108、1-109の各 一部	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	9,435.57	
届指-373号	R03.12.24	住之江区北加賀屋四丁目1-1の一部、 1地先の一部	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	2,449.27	
届指-396号	R04.09.09	住之江区平林北一丁目2-43の一部	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	126.25	
届指-397号	R04.09.09	住之江区南港中四丁目3-3の一部	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	400.42	
届指-419号	R05.06.09	大正区鶴町一丁目1-2、1-12、1-17	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	33,184.56	

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（大阪市HP）より作成

表 3.2.10(3) 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧

(令和7年7月23日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 特定有害物質	面積 (㎡)	区域の 区分
届指-430号	R06.01.19	大正区小林東一丁目259-5の一部、290-6の一部、290-7、302-3の一部、302-7	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	5,980.2	一般管 理区域
届指-437号	R06.05.10	大正区南恩加島七丁目1-99、12-5、14-4、14-5、14-6、14-7の各一部	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	944.87	
届指-452号	R06.11.01	住之江区新北島三丁目1-18の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	752.41	
届指-465号	R07.03.21	大正区船町一丁目1-1、1-3、2、2-1、3、4、4-1、5-3、5-5、16、17の各一部、17-1	ベンゼン 六価クロム化合物 シアン化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	82,984.95	

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（大阪市HP）より作成

表 3.2.11 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域一覧

(令和5年5月19日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 管理有害物質	面積 (m <sup>2</sup> )
整-30-2 届管指-10号	H31.03.29	大阪市住之江区南港南一丁目15-1の 一部	ダイオキシン類	3,160

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域」（大阪市HP）より作成

### 3.2.5 騒音・振動

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、令和6年度の事業計画地周辺地域における道路交通騒音・振動の測定結果は、表 3.2.12 に示すとおりである。

騒音については、事業計画地周辺地域における測定地点6地点のうち、一般国道43号（大正区泉尾3-9-16）の昼間・夜間および浜口南港線（住之江区御崎4-6-10）の夜間で環境基準が非達成であり、その他の調査地点では昼間・夜間とも環境基準を達成している。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、事業計画地周辺地域における測定地点6地点で要請限度以下の値であった。

表 3.2.12 令和6年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果

(単位：デシベル)

対象道路	測定地点	用途地域 (区域の区分)	測定結果			
			騒音 ( $L_{eq}$ )		振動 ( $L_{10}$ )	
			昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道43号	大正区泉尾3-9-16	商業地域	72*	71*	48	48
大阪港八尾線	大正区南恩加島6-17-9	準工業地域	70	64	50	42
浪速鶴町線	大正区泉尾5-16-7	第1種住居地域	64	57	40	26
浜口南港線	住之江区御崎4-6-10	商業地域	69	66*	42	36
環状南線	住之江区南港中1-3-99	準工業地域	70	65	42	37
環状北線	住之江区南港北1-3-5	準工業地域	68	59	44	24

(注) 1. 騒音に係る環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（6～22時）が70デシベル、夜間（22時～翌朝6時）が65デシベルである。

2. \*は騒音に係る環境基準値を上回っていることを示す。

3. 振動についての道路交通振動の要請限度は、第一種区域で昼間（6～21時）が65デシベル、夜間（0～6時及び21～24時）が60デシベル、第二種区域で昼間が70デシベル、夜間が65デシベルである。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### 3.2.6 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、令和3年度における住之江区、大正区の水準点高さの平成30年度との変動量分布及び最大変動量は、表3.2.13に示すとおりである。

表 3.2.13 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成30年度調査比)

(令和3年度調査実施)

区名	観測水準点数	変動量分布					最大変動量	
		沈下		±0.0cm	隆起		変動量 [平成30年度比] (cm)	所在地 [水準点番号]
		1cm以上	1cm未満		1cm未満	1cm以上		
住之江区	6	0	4	0	2	0	-0.95	南港東1-6 [南66]
大正区	10	1	9	0	0	0	-1.09	鶴町2-20 [西72]

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### 3.2.7 悪臭

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、令和5年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は145件で、全公害苦情件数1,451件の10.0%を占めている。発生源別にみると、「工場・事業場」が17件、「飲食店営業」が48件、「その他」が40件となっている（表3.2.15参照）。なお、事業計画地周辺地域の悪臭に係る苦情件数では、住之江区で5件、大正区で3件となっている（表3.2.16参照）。

### 3.2.8 日照阻害

大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成12年4月1日大阪市条例第62号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地近傍の用途地域は、準工業地域及び工業専用地域に指定されている。なお、近隣商業地域、商業地域、臨海地区の準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

### 3.2.9 電波障害

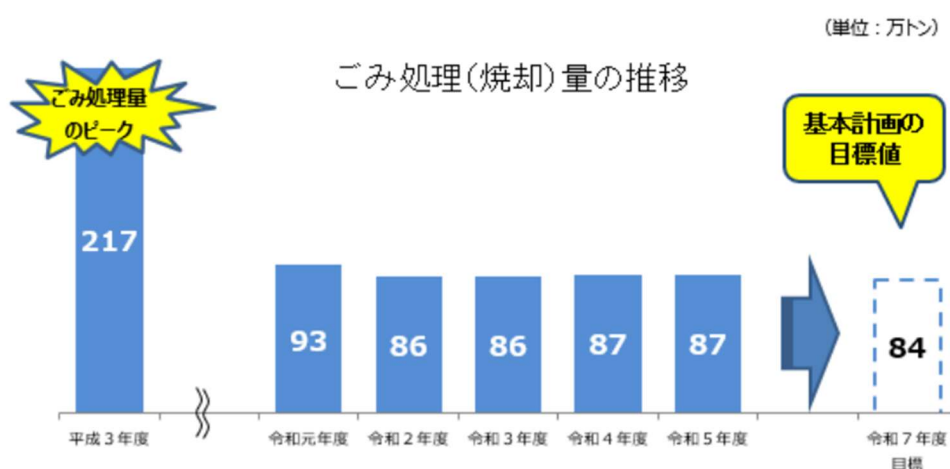
電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることであり、高層建築物や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

### 3.2.10 廃棄物

#### (1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、大阪市内では令和2年3月の一般廃棄物処理基本計画改定により、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続き目指すこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み(2R)を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理（焼却）量の推移は図 3.2.6 に示すとおり廃棄物等の発生抑制、再利用や再生利用を推進した結果、平成3年度のごみ処理量 217 万トンに対し、令和7年度の目標値は 84 万トンとなっている。



出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

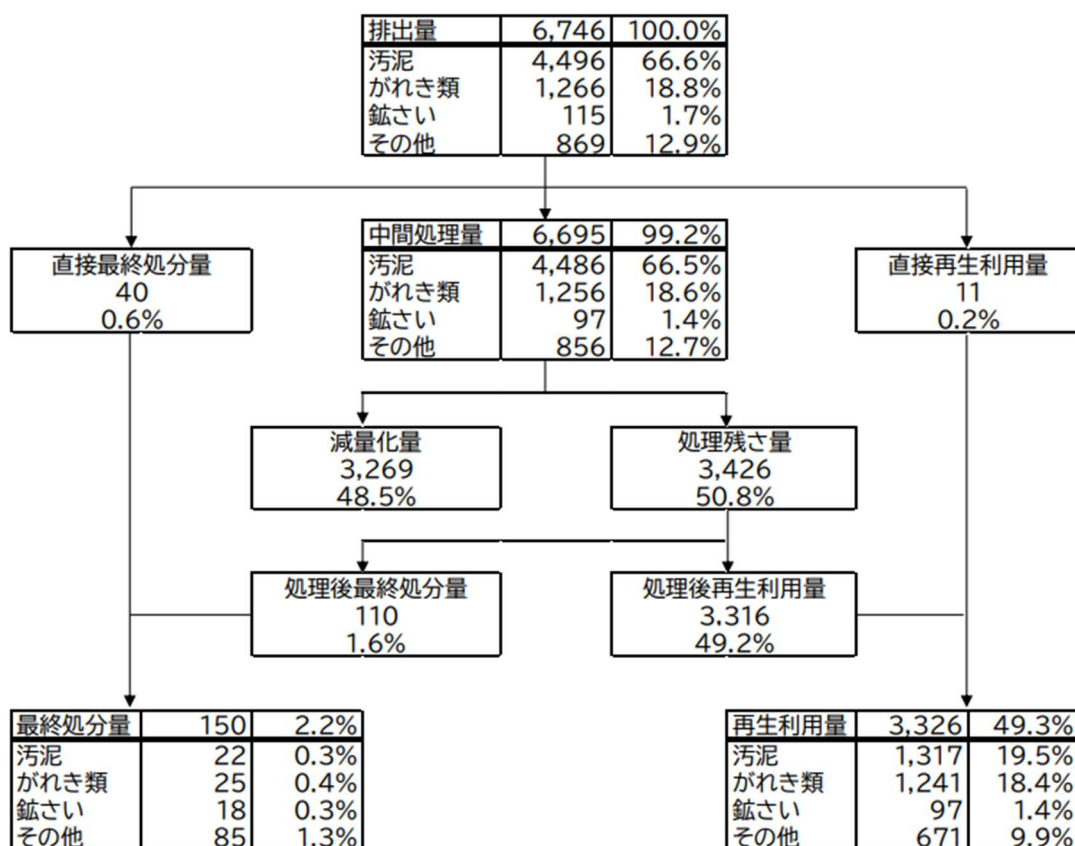
図 3.2.6 大阪市のごみ処理（焼却）量の推移

なお、大阪市は、ごみの焼却処理後の残さいは、北港処分地及び大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において、埋立処分を行っている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）は、図 3.2.7 に示すとおりである。

(単位:千トン)



(注)1. 令和2年度実態調査結果

2. 公共都市施設分を含む

3. 四捨五入の関係で各欄の値の合計と、合計値が一致しないものがある

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

図 3.2.7 産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）

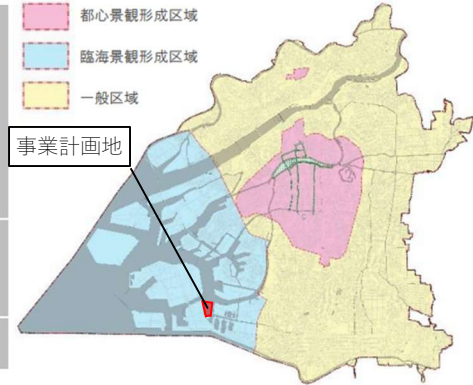
### 3.2.11 景 観

「大阪市景観計画」（大阪市計画調整局、令和6年3月）によると、大阪市域全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、図 3.2.8 に示すとおり基本届出区域、重点届出区域及び「まちなみ創造区域」により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺地域は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に指定されている。

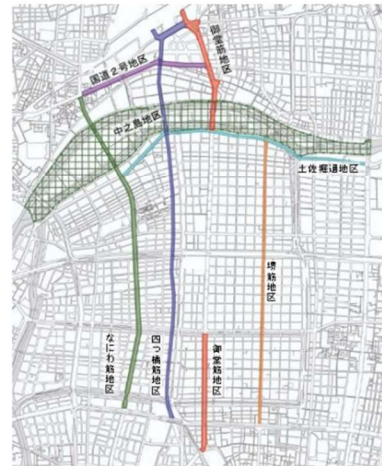
#### 【基本届出区域（3区域）】

<b>都心景観形成区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね大阪環状線の内側（重点届出区域及びまちなみ創造区域を除く）</li> <li>大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲</li> <li>【新大阪駅西側】 新大阪駅を中心とした商業地域・容積率 600%以上の区域</li> <li>【大阪駅北側】 大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域の区域</li> <li>【天王寺駅南側】 大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域の区域</li> </ul>
<b>臨海景観形成区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね大阪港に臨む範囲</li> <li>東側：国道 43 号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋</li> <li>西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境）に囲まれた区域</li> </ul>
<b>一般区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心景観形成区域及び臨海景観形成区域以外</li> </ul>



#### 【重点届出区域（7地区）】

<b>御堂筋地区</b>	御堂筋及び御堂筋に面する敷地 【区間：大阪駅前～土佐堀通、長堀通～難波駅前】
<b>堺筋地区</b>	堺筋及び堺筋に面する敷地 【区間：土佐堀通～千日前通】
<b>四つ橋筋地区</b>	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 【区間：大阪駅前～千日前通】
<b>なにわ筋地区</b>	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 【区間：国道 2 号～千日前】
<b>土佐堀通地区</b>	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地 【区間：なにわ筋～谷町筋】
<b>国道 2 号地区</b>	国道 2 号及び国道 2 号に面する敷地 【区間：なにわ筋～御堂筋】
<b>中之島地区</b>	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋）



#### 【まちなみ創造区域（1地区）】

<b>御堂筋デザ インガイドラ イン地区</b>	「御堂筋本町北地区地区計画」及び「御堂筋本町南地区地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。
----------------------------------	---

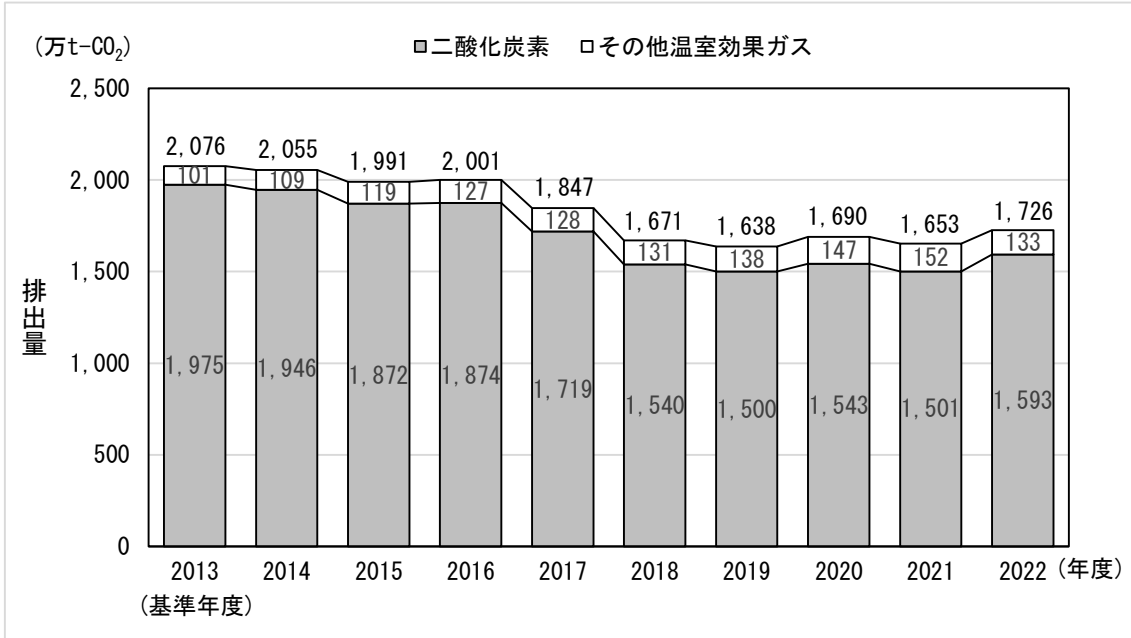


出典：「大阪市景観計画（令和6年4月施行）概要版」（大阪市計画調整局、令和6年3月）

図 3.2.8 大阪市域の景観計画区域

### 3.2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、2022（令和4）年度における大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移は図 3.2.9 に、二酸化炭素の部門別排出量は表 3.2.14 に示すとおりである。



（注）2022年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値である。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）より作成

図 3.2.9 大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移

表 3.2.14 二酸化炭素の部門別排出量の比較

部 門	2013 年度排出量（基準年度） （万 t-CO <sub>2</sub> ）	2022 年度排出量 （万 t-CO <sub>2</sub> ）	増減率
産 業	594	514	13%減
業 務	624	409	34%減
家 庭	438	369	16%減
運 輸	269	248	8%減
廃棄物	50	53	6%増
合 計	1,975	1,593	19%減

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

### 3.2.13 苦情の発生状況

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）によると、令和5年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 3.2.15 に示すとおりである。

また、事業計画地周辺地域の公害苦情件数は、表 3.2.16 に示すとおりである。

表 3.2.15 令和5年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

発生源 \ 区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 <sup>1)</sup>	振動	悪臭	その他 <sup>2)</sup>	合計
工場・事業場 <sup>3)</sup>	13	0	119	4	17	1	154
工事・建設作業	179	0	447	80	7	2	715
飲食店営業	3	0	80	1	48	3	135
カラオケ	0	0	129	0	0	0	129
移動発生源 <sup>4)</sup>	1	0	28	15	0	0	44
家庭生活 <sup>5)</sup>	0	0	3	0	2	1	6
野焼き	0	0	0	0	1	0	1
その他 <sup>6)</sup>	18	0	132	1	40	13	204
不明	1	0	28	3	30	1	63
合計	215	0	966	104	145	21	1,451

- (注) 1. 低周波音を含む。  
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。  
 3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。  
 4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。  
 5. 機器、ペット、その他を含む。  
 6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）

表 3.2.16 令和6年度の事業計画地周辺地域の公害苦情件数

市区名 \ 区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 <sup>1)</sup>	振動	悪臭	その他 <sup>2)</sup>	合計
住之江区	9	0	21	1	5	3	39
大正区	7	0	21	4	3	0	35

- (注) 1. 低周波音を含む。  
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市環境局、令和7年1月）